

佐倉市 | 第2自治体パイロット

公開情報で決められることと、自治体との面談で確認することを7ゲートに分けました。

現在地

初回は実案件・個人情報・原本を受け取らない

公開情報で確認 2 / 一部確認 3 / 面談で確認 2

01

公開情報で確認

基本情報と窓口

公開情報から分かったこと

住宅課の業務に「空き家対策の総合調整」が明記。問い合わせ先は都市部住宅課、電話043-484-6168。

面談で確認すること

案件管理・現地確認・帳票確認に参加する部署と、実務責任者を確認する。

02

公開情報で確認

公式情報と確認日

公開情報から分かったこと

令和6年3月策定の空き家等対策計画は市内全域が対象。予防・活用・安心安全を基本方針とし、計画期間は令和15年度まで。

面談で確認すること

計画の更新予定と、現在優先している実務課題を確認する。

03

一部確認・要ヒアリング

相談分類と対応ルール

公開情報から分かったこと

公開案内では、防犯上心配な空き家は住宅課、空き地の草は生活環境課、通行を妨げる枝は道路維持課。

面談で確認すること

空き家敷地の草木相談の主担当、現地確認条件、部署間引継ぎ、所有者通知、完了確認を決める。

04

一部確認・要ヒアリング

指定様式と共通項目

公開情報から分かったこと

計画には実態調査・現地調査の記載あり。本パイロットでは現行のExcel・PDF原本と記入ルールは未受領。

面談で確認すること

原本の版、必須項目、写真台帳、確認者、共通9項目のセル対応先を確認する。

面談で、未確認を担当者と期限へ変える

その場で導入を決めず、架空案件1件を試す条件と、次回までに確認する資料を合意します。

05

自治体への確認が必要

利用者・保存・削除

公開情報から分かったこと

公開情報からは、案件データの閲覧権限、端末、保存先、保管期間、削除、紛失時対応までは確定できない。

面談で確認すること

利用者、承認者、保存先、持出し条件、保管・削除、事故時の連絡順を確認する。

06

自治体への確認が必要

架空案件1件で一往復

公開情報から分かったこと

個人情報を使わず、「草木と外壁の状態について近隣から連絡」という架空案件で受付から庁内確認まで試せる。

面談で確認すること

参加部署、確認項目、差戻し条件、完了地点、所要時間を決める。

07

一部確認・要ヒアリング

採否判断と公開範囲

公開情報から分かったこと

市は支援法人の活用方針が定まるまで指定を行わない方針。本提案は支援法人の指定とは分けて検討する。

面談で確認すること

連携方法、費用、契約、行政判断との境界、責任、実データ接続、公開可否、承認者を確認する。

20分の面談進行案

0-3分 | 現在の相談・現地・帳票の流れを確認

3-10分 | 7ゲートの未確認部分を確認

10-16分 | 架空案件1件の参加者と完了地点を決定

16-20分 | 持ち帰る資料・確認者・期限を決定

佐倉市公式情報 | 2026年9月5日確認

- ・ 佐倉市 | 住宅課の業務紹介
- ・ 佐倉市 | 空家等対策計画
- ・ 佐倉市 | 自治会向け問い合わせ先
- ・ 佐倉市 | 空家等管理活用支援法人の指定方針
- ・ 佐倉市 | 空き家・不動産相談会
- ・ 佐倉市 | 住まいのエンディングノート

重要 | 本資料は公開情報をもとにした面談準備です。行政判断、契約、実データ接続、公開の承認を代替しません。

検討案：空き家再生協会 × オハナホーム | 目的：相談・現地・帳票・啓発を、自治体の責任範囲を保ったままつなぐ